

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
半島地域振興調査	東京都千代田区霞が関2-1-2 支出負担行為担当官 国土交通省 国土政策局長 黒田 昌義	R7.4.1	(公財)未来工学研究所 東京都江東区深川2-6-11	4010605000134	①法令根拠:会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第3号 ②理由:半島地域は、三方を海に囲まれた特徴的な地形から、古くから漁業や海上輸送等の拠点として発展し、また、火山活動に伴う地形の隆起等の成り立ちから、独自の自然環境や文化を形成している。半島地域には、このような豊富な地域資源を活かした優れた特産品が存在する一方、平地に恵まれていないなどの厳しい条件から、主要交通機関へのアクセスが容易でない、人口の流出に悩まされているなどの課題がある。 このような半島地域を活性化するため、国は半島振興法(昭和60 年法律第63 号)を制定し、同法に基づき「半島振興対策実施地域」に指定された地域の振興を図っている。 具体的には、各道府県が、同地域を振興するために概ね10 年間の計画期間とする「半島振興計画」を作成し主務大臣の同意を得ている場合に、様々な支援措置を講じており、現在の半島振興計画は平成27 年度に作成されたものとなっている。 同法は、10 年間の時限立法であり、令和6年度末の法期間に向けては、令和6年能登半島地震等許今の情勢も踏まえ、従来の半島振興にとどまらない、大規模な改正が見込まれており、この改正を見据え、今後の半島振興施策のあり方を検討していく必要がある。 このため、本調査では、半島振興法改正後に必要となる以下の事項について調査を行う。 ○半島振興対策実施地域の現状分析に関するデータ整備 ○半島地域の防災に関する調査 したがって、本業務の実施にあたっては、半島振興法の施行状況を把握するにあたっての基礎的な統計データの分析を行うことができる経験に加え、今後のあり方を検討するためのアプローチ手法の提案を行うための高度な知見を有していることが求められる。 上記要件を満たしつつ的確に調査を遂行し得る者を選定すべく企画競争を実施することとし、企画提案書の募集を行ったところ、2社から応募があった。各企画提案書の内容をそれぞれの確信、実現性、独創性、配置予定担当者経験及び能力、手持ち業務件数、実施体制、実施手順等の観点から比較検討したところ、公益財団法人未来工学研究所からの提案が、本調査の目的としている事項の検討・分析等の方法についてよく理解し、的確かつ具体的に示されており、企画競争有識者委員会の審議において意見聴取を経たうえで、企画競争委員会において本業務を実施するにあたり最も効果的であると認められた。 このため、同社を契約相手先と特定し、その企画提案をふまえた仕様書を作成し、契約手続きを行うものである。 以上から、本業務については契約の性質及び目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、同社と随意契約するものである。	6,971,800	6,971,800	100.00%	-	公財	国認定	2者	
令和7年度優良緑地確保計画認定制度に係る審査支援業務	支出負担行為担当官 内田 敦也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.1	共同提案体(代表者) (公財)都市緑化機構 他1者 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、改正都市緑地法に基づく優良緑地確保計画の認定制度(以下、「認定制度」という。)について、緑地確保事業者(以下、「事業者」という。)から申請があった際に、申請内容の評価基準への適合性についての調査を含む審査の支援を行うとともに、認定にあたり適切かつ公正な審査を行うための審査委員会の開催補助等を行うものである。 本業務の履行にあたっては、都市緑地における価値やその課題への理解と、制度の全国的な広がりを目指す以上で認定取得のインセンティブ等を効果的に発信する知見が必要である。 そのため、本件は臨場中心による一般競争ではなく、「都市の緑地に係る審査に関する業務」の実績を有していることを条件とした上で、特定テーマで、「申請書類の審査及び審査委員会を、効率的かつ円滑に進めるうえで、想定される課題とその対応方法として留意すべき点を具体的に提案すること」と及び、「認定式を、認定された事業者や制度の普及啓発の観点から効果的な内容とするために重要な工夫点について、具体的に提案すること」を設定し、優れた業者を選定する企画競争を経て発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和7年2月7日から令和7年2月27日までの期間、庁内掲載掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、4者が説明書の交付を求め、2月27日までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に諮った結果、令和7年度優良緑地確保計画認定制度に係る審査支援業務都市緑化機構・ブレック研究所共同提案体の企画提案が特定された。 上記相手方からは適切な企画提案が行われていることから当該法人を特定したものである。 したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、令和7年度優良緑地確保計画認定制度に係る審査支援業務都市緑化機構・ブレック研究所共同提案体と随意契約を行うものである。	29,997,000	29,978,000	99.94%	-	公財	国認定	1者	
地方都市における再開発手法の合理化等に関する検討業務(その2)	支出負担行為担当官 内田 敦也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.1	共同提案体(構成員) (公財)街づくり区画整理協会 他2者 東京都千代田区紀尾井町3-32	4010005018652	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務では、令和7年度調査で整理した論点や政策の方向性を踏まえて、詳細調査やシミュレーション分析を行い、具体的な制度提案を行うことを目的としている。 このため、本案件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和7年1月30日から令和7年2月21日までの期間、庁内掲載掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、7者が業務説明書の交付を求め、2者から企画書の提出があった。提出のあった2者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」に諮った結果、地方都市における再開発手法の合理化等に関する検討業務(その2)共同提案体の企画提案が優れていることから、同共同提案体が特定された。 その内容は、実現性・的確性が高く、本調査を確実に遂行できると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同共同提案体と随意契約を行うものである。	13,992,000	13,970,000	99.84%	-	公社	国認定	2者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定・都道府県認定の区分	応札・応募者数	
都市緑地の機能維持増進等新たな都市緑地保全・緑化推進方策の運用に関する検討調査業務	支出負担行為担当官 内田 敬也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.1	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和6年11月に施行された都市緑地法等の一部を改正する法律及び令和6年12月に定められた都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針(緑の基本方針)の内容に関連して、特別緑地保全地区等における機能維持増進事業の実施方法等の検討を行うとともに、民間による緑地の保全・創出を促進する方策の検討を行うものである。 本業務の履行に当たっては、機能維持増進事業の実施モデルを検討する上で、樹木の萌芽更新に関する知見やアトリング対象となる緑地の特性を分析する能力が必要であるとともに、住民や企業等による機能維持増進事業や管理活動を継続させるための支援方法を検討する上で、各主体の課題を的確に捉える情報を収集・整理する能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和7年1月30日から令和7年2月21日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、8者が業務説明書の交付を求め、期限まで12者から企画提案書の提出があった。提出のあった2着者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、企画競争実施委員会及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人、都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	49,995,000	49,995,000	100.00%	-	公財	国認定	2者	
海外日本庭園の修復を通じた造園技術の発信及び2027年国際園芸博覧会を契機とした庭園等の魅力発信検討調査	支出負担行為担当官 内田 敬也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.1	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、海外における日本庭園の修復支援を通じた関係団体等とのネットワーク形成・強化を行うとともに、日本の庭園・造園技術等を発信する場でもある2027年国際園芸博覧会を契機とした全国の日本庭園等を有する都市公園等との連携プログラム(以下「連携プログラム」という。)の実施に向けたアンケート調査による関連する取組の実施状況等の把握や、国営公園等におけるモデルとなる普及啓発の実施、ガーデンツーリズム登録制度を通じた庭園間の連携強化に向けた取組を行うものである。 本業務の履行にあたっては、現地において実現性の高い海外日本庭園の修復計画の作成に関する能力や、日本庭園に関する造園技術の普及・啓発のあり方について検討を行う能力及び庭園等を観光資源として捉えた地域振興に関する取組の普及を図るための検討を行う能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和7年1月30日から令和7年2月21日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、3者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1着者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	51,997,000	51,920,000	99.85%	-	公財	国認定	1者	
都市における緑化関連技術の普及方策等検討調査業務	支出負担行為担当官 内田 敬也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.1	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、グリーンインフラの更なる実装に向けて、地方公共団体や民間事業者等の取組等を把握し、緑化技術の今後の推進方策や、2027年国際園芸博覧会開催も見据えた緑化技術の普及方策等について検討するほか、都市における東・亜両面からの計画的な緑地の保全・緑化の推進に向け、計画策定に必要な目標や指標の検討の参考となる技術的知見を整理するとともに、地方公共団体等へ提供する資料等を取りまとめるものである。 本業務の履行に当たっては、地方公共団体や民間事業者等がグリーンインフラを実装していく上での課題を的確に捉え、緑化技術の推進方策等を検討する能力が必要であるとともに、緑化技術等に関する技術的知見を備えていることが必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和7年1月30日から令和7年2月28日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、8者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1着者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人、都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	49,995,000	49,977,400	99.96%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
都市公園における温室効果ガス吸収源としての機能増進に関する検討調査	支出負担行為担当官 内田 敦也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.1	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、都市公園における温室効果ガス吸収源としての実態を把握し、都市公園の整備や管理にあたってより一層の温室効果ガス吸収源としての機能増進を図るための方策を検討することを目的とするものである。 本業務の履行にあたっては、都市公園における温室効果ガス吸収源としての実態調査や、都市公園における温室効果ガス吸収源としての機能増進に関する検討を行うための能力が必要である。 このため、本件は競争中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和7年1月31日から令和7年2月26日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、4者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人 都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	15,994,000	15,994,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 山本 巧 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.1	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10 教販九段ビル7階	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報の収集・提供を行い、もって道路交通の安全と円滑化に資することを目的とする。 道路及び道路交通に関する現状を把握し、道路利用者へ提供することは、行政の責務及び道路管理業務の一部であるため、本業務の実行者には、道路管理業務と同等の専門的かつ高度な情報収集能力と発信能力が求められる。さらに、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合には、道路利用者の交通の安全確保に重大な事象であることに鑑み、ラジオ、テレビ等を通じ、優先的に情報提供に努めることが求められる。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報の充実・広域化の必要性を背景に、警察・道路管理者間の情報を一元化し収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図ることを目的として開業し承けて警察庁・建設省の共管で設立された法人である。 当センターは、道路交通法第109条の2第2項の交通情報の提供に係る業務を委託できる者として、道路交通法施行規則第38条の7第2項に規定する組織、設備及び能力を有する法人であり、道路情報収集・提供を行うためのシステム及び全国ネットワークを構築するとともに、全国の道路管理者及び公安委員会に職員と配置することにより、全国各地の様々な道路に関する情報を一元化し、提供できる体制を有している。また、職員は、テレビ、ラジオ等のメディアを通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。 さらに、当センターは電気通信事業法に基づき、災害等非常事態発生時に通信制限が発生した際にも優先発信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣から指定を受けている団体であり、災害等非常事態発生時における緊急の情報共有や、道路利用者等への情報提供に係る体制を有している。 このように、当センターは、現状において、本業務目的を達成することができる唯一の団体である。 以上のことから、左記業者と随意契約を行うものである。	231,062,000	231,062,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R7荒川下流広報啓発活動補助業務一式	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 菊田 友弥 東京都北区志茂5-41-1	R7.4.1	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は住民の河川行政への理解促進や荒川下流域における流域治水及び環境保全の意識向上のため、荒川治水資料館を拠点とした広報活動の支援、展示会・見学会等の運営補助を行い、事務所広報活動の円滑な履行をはかることを目的とし行うものである。本業務を遂行するためには、高度な企画力が必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、荒川治水資料館に年間を通じて常に常駐してもらうための工夫について技術提案を求めため、企画競争により公募を行ったところ、1者から参加表明書及び企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、公益財団法人日本生態系協会は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、公益財団法人日本生態系協会は当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。	非公表	16,775,000	-	-	公財	国認定	1者	
令和7年度民族共生象徴空間構成施設の管理運営業務	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 柿崎 恒美 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.4.1	(公財)アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7	1430005001164	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号。以下「法」という。第9条第1項において、「民族共生象徴空間構成施設の管理を当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。))に委託する」ということが定められている。 指定法人の指定については、同法20条第1項の規定に基づき、令和元年5月24日付けで公益財団法人アイヌ民族文化財団が指定されている。 以上より、当該業務を行う指定法人は、公益財団法人アイヌ民族文化財団であることから、契約の性質又は目的が競争を許さず、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	1,709,834,000	1,709,834,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
事業用自動車の重大事故に関する事故調査分析研究業務(業務委託)	支出負担行為担当官 物流・自動車局長 鶴田 浩久 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.1	(公財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者はいなかったことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、当該契約の相手方と委託契約を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づく交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	151,229,654	127,859,975	84.55%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
旭川開発建設部管内 地域共創の取組に関する作業補助業務	支出負担行為担当官 北海道開発局 旭川開発建設部長 半谷 敬幸 北海道旭川市宮前1条3-3-15	R7.4.17	(公財)はまなす財団 北海道札幌市中央区北5条西6-2-2	9430005010380	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、旭川開発建設部管内における、道北連携地域「地域づくり推進ビジョン」及び「道北地域づくりアクションプラン」の推進に必要な、発注者の作業補助を行うことを目的とする。 業務実績、業務実施体制、予定技術者の同種又は類似業務の実績、実施方針、実施フロー、工程表、特定テーマ等について企画提案を求め、その内容について評価する企画競争方式により公募した結果、公益財団法人はまなす財団1者から企画提案書の提出があった。 提出された企画提案書を総合的に評価した結果、同種業務の実績があり、業務への理解度が高く、実施手続が適切であり、特定テーマに対する企画提案の明確性及び実現性の観点から評価できる内容であったことから、本業務の契約相手方に特定したものである。	11,990,000	11,990,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
トンネル検査における制劣健全度の自動判定技術の開発	支出負担行為担当官 千葉 信哉 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.21	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	301240500259	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、国土交通省の交通運輸分野に係る政策課題の解決に資する研究開発を重点的に実施するため、国土交通省総合政策局技術政策課により設置された学識経験者等からなる交通運輸技術開発推進外部有識者委員会において、あらかじめ研究開発課題の公募を行い、同外部有識者委員会において審査基準に基づき審査された結果、「トンネル検査における制劣健全度の自動判定技術の開発」(公益財団法人鉄道総合技術研究所)が研究課題として選定されたものである。 本委託研究は複数年にわたる継続課題であるが、学識経験者等からなる交通運輸技術開発推進外部有識者委員会において、審査基準に基づいて継続の可否についての審査を行った結果、継続が認められたものである。 以上のことから、本委託研究は、審議会等により委託先が決定された者との委託契約に該当するので、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	41,420,885	26,964,500	65.10%	-	公財	国認定	1者	
R7大型車両の通行適正化に関する啓発活動支援業務一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 岩崎 福久 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	R7.4.23	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、大型車両の通行適正化に向けて、運送事業者、荷主及び社会一般に対する効果的な啓発活動の取組内容について、国土交通省、高速道路会社、地方公共団体及び関係企業団体が連携して設立した「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)へ提案を行い、決定された取組内容及び効果検証を行うとともに、同協議会の運営支援を行うものである。 本業務を進行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技術者の経歴及び能力に加え、大型車両の違法運行による道路損傷を解決するための、運送事業者、荷主及び社会一般に対する効果的な広報手法について企画提案を求め、その内容について評価する企画競争方式により公募した結果、公益財団法人日本道路交通情報センターは、本業務を進行するために必要な配置予定技術者の経歴・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、公益財団法人日本道路交通情報センターは当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。	13,992,000	13,992,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
洋上風力発電の導入促進に向けた基地港湾等に関する調査検討業務	支出負担行為担当官代理 黒須 卓 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.4.30	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、洋上風力発電設備の施工や維持管理に対応する基地港湾に求められる施設規模等に関する検討を行うものであるが、我が国における本格的な洋上ウインドファームの導入にあたり促進区域に指定された区域の実績が少ないことや風車の大形化や構造形式の多様化等の洋上風力発電の情勢の変化が著しい中で、これらの事情を考慮しながら洋上風力発電を実施する上で必要となる基地港湾の規模等の知見が少ないため、基地港湾に関する検討を行う際に考慮すべき観点等が明確でないことから、仕様を確定することが困難である。 以上より、専門的知識を有する者から検討の着眼点について企画提案を募り、優れた提案を仕様に反映させることによって、最適な業務遂行を行う必要があることから、企画競争方式により発注することが適切と考え、国土交通省港湾局企画競争実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該業者が特定された。会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、上記業者と随意契約を締結するものである。	79,497,000	79,497,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	
地域共創推進業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 堀本 洋之 北海道札幌市北区北8条西2	R7.5.15	(公財)はまなす財団 北海道札幌市中央区北5条西6-2-2	9430005010380	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 第9期北海道総合開発計画において、主要施策の一つとして位置づけられた「多様で豊かな地域社会の形成」を推進するため、人への投資と多様な人材・主体による共創を図ることとしている。 本業務は、北海道内各地における地域づくり人材の交流を活性化し、官民共創の取組を推進するため、新たな地域づくりの視点を持つ契機となり、地域課題解決に資する対面交流会及びWeb交流会を開催するものである。 また、北海道内各地において、地方公共団体、住民、NPO、企業、教育機関等と連携・協働し、地域の課題解決や価値向上の取組を推進していくため、ワークショップ等の開催補助等を行うものである。 このことから、企画競争による発注方式にて実施することとして手続きを進めた結果、当該業者の企画提案書の評価において、調査等に必要とされた情報資料及び技術等を有するとして特定し、随意契約を行うものである。	6,297,500	6,292,000	99.91%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定・都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和7年度2027年国際園芸博覧会政府出展型外展示制作等に係る業務	支出負担行為担当官 内田 敬也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.5.16	(公社)2027年国際園芸博覧会協会 神奈川県横浜市中区住吉町1-13	3020005015278	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、2027年国際園芸博覧会(以下、「本博覧会」)の中核を構成する開催国政府としての出展(以下、「政府出展」)を国土交通省及び農林水産省で連携して実施するため、屋外展示の実施設計の策定及び管理運営・広報・行催事に係る方針の検討を行うものである。 本件における随意契約理由は、公共調達の適正化について(平成18年財計第2017号)1(2)①(イ)に掲げる「法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に該当する。公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会は「令和9年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(以下、「園芸博法」)」第2条第1項の規定に基づき、本博覧会の準備及び運営、それらに附帯する業務を担う実施主体として指定されている。 本業務の履行にあたっては、開催国政府としての出展である政府出展が、各国及び国内の賓客接遇等を行うことが想定されることから、会場全体の施工及び運営等と調整を図りつつ、円滑かつ効果的な整備、経過、運営等を図ることが必要である。そのため、本業務を担うことができる法人は、園芸博法に基づき、実施主体として指定された公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会以外に存在しない。また、過去に国内で開催された国際博覧会又は開催を予定している国際博覧会のいずれにおいても、法律に基づき指定された実施主体に対し、政府出展に係る業務が委託され、検討が進められている。 以上の理由から、本業務については、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会が唯一の契約相手方であり、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、随意契約を行うものである。	959,497,000	959,491,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	
都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策の推進等に関する調査	支出負担行為担当官 内田 敬也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.5.20	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、パリ協定に基づく枠組のもとで条約事務局に提出する、都市緑化等による温室効果ガスの吸収量の算出に係るデータを整理するとともに、吸収量算定の精度向上に係る検討を行うことで、都市緑化等による地球温暖化対策への貢献を促進することを目的とするものである。 本業務の履行にあたっては、条約事務局への報告のための都市緑化等による温室効果ガス吸収量の算定に必要な知見や、都市緑化等による吸収源対策に関する国際的な動向についての情報収集に必要な能力、吸収量算定の制度向上に関する検討等を行うための能力が必要である。 このため、本年は競争による一般競争に副査し、配置予定者の知見や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和7年2月14日から令和7年3月19日までの期間、庁舎内掲示及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、6者が業務説明書の交付を求め、期限までに2者から企画提案書の提出があった2者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人 都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	9,999,000	9,999,000	100.00%	-	公財	国認定	2者	
令和7年度 都市計画に関する基礎的データ調査収集検討業務	支出負担行為担当官 内田 敬也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.5.20	共同提案体(構成員) (公財)都市計画協会 他2者 東京都千代田区紀尾井町3-32	5010005018899	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、都市計画決定情報のGISデータの更新を行うとともに、更なる都市計画情報のデジタル化・オープン化を推進していくための方策を検討することを目的とする。 本業務の履行にあたっては、最新の都市計画データ標準製品仕様書に準拠した全国のGISデータの整備や、今年度より業務追加したGeoJSONへのデータ変換、効率的な更新手法等を検討するための高度な知識・技術を有していることが必要であり、本件は価格中心による一般競争に副査せず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和7年3月21日から4月14日までの期間、庁舎内掲示および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、8者が業務説明書の交付を求め、4月14日までに1者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」に諮った結果、日建設計総合研究所・都市計画協会・土地総合研究所共同提案体が、本業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していると判断できることから同者が特定された。 したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	20,000,000	19,998,000	99.99%	-	公財	国認定	1者	
札幌開発建設部管内における地域との共創に係る資料作成等一式	支出負担行為担当官 北海道開発局 札幌開発建設部長 平山 大輔 北海道札幌市中央区北2条西19	R7.5.20	(公財)はまなす財団 北海道札幌市中央区北5条西6-2-2	9430005010380	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、第9期北海道総合開発計画(以下、「9期計画」という。))の閣議決定を受けてとりまとめた「道央広域連携地域 地域づくり推進ビジョン」(以下、「ビジョン」という。))における空知地域及び石狩地域の地域重点プロジェクト等のフォローアップに向けて、札幌開発建設部が実施する事業及び施策の進捗状況更新等に係る資料作成、ビジョンをフォローアップする地域づくり連携会議の運営補助、並びに、ビジョンに基づく取組推進に向けた地域との多様な主体との取組の取組に係る補助を行うものであり、共同の取組を通じて地域の活性化及び9期計画の積極かつ効果的な広域に資するためには、地域づくりに関する専門的かつ幅広い知見が不可欠と判断し、企画競争により企画提案を求めることとした。 提出された企画提案書を経過した結果、当該業者は、本業務の目的を的確に捉え、実施体制及び実施手順が妥当であることとより、特定テーマに対する提案については、関連する取組の趣旨等を的確に捉えたとともに、北海道内行政機関や民間企業・団体とのネットワークを活用した広報の展開、取組参加者の選定等、上記業者が有する専門的かつ幅広い知見に基づき(内容となっており、優位性があると認められ、かつ、実現性が優れていると判断されることから、総合的に高い評価を得た上記業者を特定し、会計法29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条第3号の規定に基づき、随意契約するものである。	3,994,100	3,993,000	99.97%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
自動運転技術等を踏まえた都市交通施策とまちづくり施策の連携方策のあり方に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 内田 敬也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.5.22	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他2者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、国内外の自動運転技術を活用した先進事例等をもとに、社会実装に向けた取組を周知するとともに、新たなモビリティを含む都市交通施策とまちづくり施策の連携による、総合的な都市交通戦略の実効性の向上に向けた検討を行うことを目的とするものである。 本業務を行うにあたっては、都市交通政策又は自動運転政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性及び実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該法人を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、日本交通計画協会・日建設計総合研究所・日本工営共同提案体と随意契約を行うものである。	26,000,000	25,971,000	99.89%	-	公社	国認定	2者	
連続立体交差事業及び交通結節点等の駅周辺整備や沿線まちづくりの更なる推進に向けた調査検討業務	支出負担行為担当官 内田 敬也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.5.22	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他3者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、連続立体交差事業による鉄道高架化や交通結節点整備等、駅周辺施設整備や鉄道沿線まちづくりに関する課題や効果等を把握し、連続立体交差事業及び交通結節点整備や鉄道沿線まちづくりのあり方等について検討するものである。 本業務を行うにあたっては、鉄道駅周辺事業整備に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、特定テーマに対する企画提案についても、的確性及び実現性に優れていると判断した。また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、日本交通計画協会・トーマスコンサルティング・パンフィックコンサルティング・オリエンタルコンサルティング共同提案体と随意契約を行うものである。	14,000,000	13,992,000	99.94%	-	公社	国認定	1者	
国内外における自転車等駐車場やシェアサイクル等の動向調査業務	支出負担行為担当官 内田 敬也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.5.22	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、令和3年5月に策定された第二次自転車活用推進計画の計画期間が令和7年度までであることを踏まえて、次期自転車活用推進計画の検討の動きにあわせた自転車等駐車場整備のあり方の調査・検討を行う。 本業務を行うにあたっては、自転車政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、自転車等駐車場に係る状況を的確に把握しており、特定テーマに対する企画提案については、本業務の趣旨を的確に理解し、特定テーマに対する企画提案についても、的確性及び実現性があるものと判断した。また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断した。企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、国内外における自転車等駐車場やシェアサイクル等の動向調査業務公益社団法人日本交通計画協会・株式会社ドーン・東京支店共同提案体と随意契約を行うものである。	10,000,000	9,999,000	99.99%	-	公社	国認定	1者	
令和7年度地下水解析手法検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局水資源部長 齋藤 博之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.6.2	共同提案体 (公財)リバーフロント研究所 他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	根拠条文: 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、大規模災害時や洪水リスクの軽減という社会課題を踏まえ、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期で開発された3次元水循環モデルを元に遠慮平野のモデル地域において、簡易的な地下水解析モデル検討するものである。 当業務を遂行するには、3次元水循環地下水のシミュレーション技術を元に簡易的な地下水解析モデル検討する高度な技術と知識を必要とすることから、企画競争方式により企画提案書の提出を求めたものである。左記業者は、特定テーマにおいて業務目的の意図を反映し、実現性のある提案がなされており、本業務を遂行するのに十分な技術力と能力が認められたため、企画競争実施委員会において特定したものである。以上の理由から、左記業者と随意契約を行うものである。	14,861,000	14,850,000	99.93%	-	公財	国認定	1者	
令和7年度 社会変化に対応した駅前広場計画のあり方検討業務	支出負担行為担当官 内田 敬也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.6.19	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、駅前広場が整備される際に活用されてきた「駅前広場計画指針」(平成10年策定)について、策定当時の社会変化や現状の課題を考慮に入れた上で、今後の指針のあり方を検討するものである。 本業務の履行にあたっては、駅前広場計画指針の更新・追加すべきポイントをまとめる際に必要な視点、考慮すべき関連政策や国内外事例の整理と、その駅前広場計画における面積算定基準の具体的な見直し・検討にあたり必要な視点および方針の検討など、高度な知識・技術を有していることなどが必須であり、本件は価格中心による一般競争に則します。配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和7年5月8日から5月23日まで期間、庁内掲示板および調査情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、10者が業務説明書の交付を求め、5月23日までに1者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に諮った結果、令和7年度社会変化に対応した駅前広場計画のあり方検討業務日本交通計画協会・パンフィックコンサルティング共同提案体が、本業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していると判断できると同者が特定された。 したがって本業務については、会計法第29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	10,000,000	9,999,000	99.99%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定・都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和7年度 都市交通分野の海外展開等のあり方検討・支援業務	支出負担行為担当官 内田 敬也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.6.19	共同提案体(構成員) (公社)日本交通計画協会 1 者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29 条の3 第4 項 予決令第102 条の4 第3 号 本業務は、モノレール、AGT、LRT 等の都市交通分野の導入可能性がある国・地域に関する情報収集、整理を行い、都市交通分野市場の動向等を踏まえた海外展開戦略の検討や、先方政府関係者等を含めた現地機関へのヒアリングの実施、国内での官民情報共有のための研究会開催等を行い、都市交通分野における本邦企業の海外展開を促進するものである。 本業務の履行にあたっては、都市交通システムの市場特性、動向等も踏まえた上で、本邦企業の受注・参入スキーム等の海外展開戦略を体系的に分析し、先方政府・地方自治体関係者等を対象とした普及セミナー等の企画・開催支援するための高度な知識・技術を有していることなどが必要であり、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和7年5月8日から5月23 日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、13 者が業務説明書の交付を求め、5月23 日までに3者から企画書の提出があった。提出のあった3者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に諮った結果、令和7年度 都市交通分野の海外展開等のあり方検討・支援業務日本工営・日本交通計画協会共同提案体が、本業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に進行できる能力を有していると判断できることから同者が特定された。 したがって本業務については、会計法29 条の3 第4 項および予算決算および会計令第102 条の4 第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	13,500,000	13,497,000	99.98%	-	公社	国認定	3者	
令和7年度 自動運転車等に係る交通事故分析及び道路構造からの再発防止策検討業務	支出負担行為担当官 山本 巧 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.6.19	(公財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8 住友水道橋ビル8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、関係省庁、自動運転車等に係る事業者と連携し、自動運転車等に係る交通事故等に関するデータや情報の収集・分析を行う。また、レベル4自動運転等の実現にあたり道路構造や道路交通環境が自動運転車等に及ぼす影響や事故発生リスクについて整理する。これらの結果から事故防止策の検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、自動運転車等における交通事故の発生要因の分析及び事故の再発防止策の検討に必要な知識と、分析・検討の裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。 自動運転車を含む自動車の交通事故に関して、道路交通法第百八条の十三により交通事故の発生に関するデータを有しているのは(公財)交通事故総合分析センターのみである。さらに、(公財)交通事故総合分析センターは道路交通法第百八条の十四により ①交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に関係する事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと ②交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ③交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと 等を業務とし、本業務の遂行にあたっての十分な情報、知識及び専門的な技術を有している唯一の機関である。 以上のことから、左記業者と随意契約を行うものである。	29,975,000	29,700,000	99.08%	-	公財	国認定	1者	
R1廃棄物の集荷及び廃棄	支出負担行為担当官 気象研究所長 榊原 茂記 茨城県つくば市長峰1-1	R7.6.24	(公社)日本アイソープ協会 東京都文京区本駒込2-26-45	7010005018674	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、原子力規制委員会の許可を受けた業者のみが行えるもので、一般の事業所から出たR1廃棄物を引き取りする業者は(公社)日本アイソープ協会のみのため随意契約を行うものである。	非公表	2,653,354	-	-	公社	国認定	1者	
自動運転車の事故に関する事故調査分析研究業務【業務委託】	支出負担行為担当官 物流・自動車局長 鶴田 恒久 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.6.26	(公財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者はいなかったことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、当該契約の相手方と委託契約を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づき交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	35,829,307	35,827,000	99.99%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。